

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
 税理士・行政書士
小川富也
 〒796-0068
 八幡浜市浜之町180番地
 TEL 0894-24-3355
 FAX 0894-24-2882



アトツギ支援ネットワーク 事業承継で若手経営者を支援

政府は、中小企業の事業を引き継いだ経営者を手助けする「アトツギ支援ネットワーク（仮称）」を年度内に創設することを決めた。

中小企業の事業承継支援はこれまで、後継者不足に悩む経営者の支援が中心だった。後継者も経営に関する悩みを抱えているケースが多い

ことから、支援ネットワークでは、若い経営者の不安を取り除くための体制を整備する。

支援策は、事業承継を機に、新規事業や業態転換に取り組みようとする若手経営者に焦点をあてる。たとえば、オンライン会議を活用し、後継者同士の意見交換や先輩経営者との対話の場をつくる。また、資金繰りの課題については、銀行や商工団体などの支援機関に相談できる枠組みを整備するとしている。

外国人観光客の受け入れ再開 新型コロナウイルスの出国制限が緩和

新型コロナウイルスの水準対策が大幅に緩和され、一日

あたりの入国者数の上限が2万人に引き上げられた。対象の国・地域は、米国や中国、韓国など98か国・地域。この国・地域からの入国者には、入国時の検査や自宅などでの待機は免除する。

観光地では外国人観光客の受け入れに向けて、対応が進められている。

最もリスクが低いグループの国や地域については、添乗員付きのツアー客に限定し、およそ2年ぶりに外国人観光客の受け入れの再開が始まった。

外国人観光客数は2020年には90%以上減少し、観光地は大打撃を受けたが、円安

によるメリットを受けられるインバウンドの再開は、地域経済にとって大きな効果が期待できる。

雇用調整助成金 特例措置を9月末まで延長

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、6月末までの期限を9月末まで3カ月間延長することを決めた。

雇用調整助成金の特例措置は、コロナの感染拡大に伴い、2020年4月に導入され、延長を繰り返してきた。現在の従業員1人1日当たりの上限額は、生産指標が30%以上減少した事業主は1万5000円、それ以外の事業主は9000円となっている。10月以降については、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、8月末までに決定する。



新しい資本主義

政府は「グラウンド・デザイン（全体構想）および実行計画」と「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」を閣議決定した。「新しい資本主義」は、分配政策よりも、分配の原資を生む成長戦略を重視した。①人への投資、②科学技術・技術革新、③スタートアップ（新興企業）、④脱炭素・デジタル化―を重点4分野と位置付けた。

このうち「人への投資」では、個人の金融資産を貯蓄から投資に促すため、個人投資家向けの優遇税制「NISA」や「個人型」の確定拠出年金「iDeCo」の改革を含めた「資産所得倍増プラン」を年末までに策定する方針。



無効となる契約条項 消費者契約法の規制

— 不当な契約条項の事例

消費者契約は、いわば消費者と事業者の間の約束ごとであるため、いったん結んだ契約はおろそかにできません。ただし、消費者の利益を不当に害する内容については、契約書に示されていても効力を持ちません。そこで今回は、消費者契約法において無効となる契約条項について取り上げます。

契約は、当事者同士の合意によって成り立つものであるため、消費者

● 不当な契約条項の例 ●

- ・ 事業者責任がある場合でも、「損害賠償責任はない」とする条項
- ・ 「一切のキャンセルや返品・交換などを認めない」とする条項
- ・ 消費者が負う損害金やキャンセル料が高すぎる条項
- ・ 消費者が一方的に不利になる条項

は内容をよく理解した上で契約する必要があります。ただし、消費者と事業者との契約の場合、対象となる商品やサービスについての情報・知識と交渉力に大きな格差があるため、消費者は、契約内容が自己に不利益なものになっていることにも気付かずに契約を締結することも少なくありません。

こうしたことから消費者契約法では、消費者に一方的に不利に働くような契約条項のうち一定の内容を有する契約条項（不当条項）を無効としています。

例えば、以下のような契約条項は無効になります。

① 事業者責任がある場合でも、「損害賠償責任はない」とする条項

（事例）「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的な理由がなくなる事故についても一切責任を負いません」

② 「一切のキャンセルや返品・交換などを認めない」とする条項

（事例）「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません」

③ 消費者が負う損害金やキャンセル料が高すぎる条項

（事例）1年間のフィットネスクラブの会員契約をしたところ、1ヶ月後に転勤になり通えなくなった。解約を申し出たところ、「理由に関わらず、契約残存期間6ヶ月以上の解約の場合は料金の80%のキャンセル料をいただきます」という契約条項があるため、20%しか返金できないと言われた。

④ 支払いが遅れた場合の年利14・6%を超える遅延利息を定める条項

（事例）新車を購入し1週間後に代金を振込むことになっていたところ、2日後に事故で入院してしまい、代金のことは忘れていた。4ヶ月後に退院したところ、業者から「期日までに代金のお振込みがなかった場合、年30%の割合で計算した延滞利息を

加算させていただきます」という条項があるので、代金に延滞利息を合算して請求すると言われた。

⑤ 消費者が一方的に不利になる条項

（事例）注文した掃除機が配達されたところ、掃除機のほかに注文していない健康食品が同封されていた。後日、疑問に思っ掃除機を注文した際の契約をよく見ると、消費者から事業者へ「健康食品は不要である」と電話をしない限り、健康食品を継続的に購入する旨の条項が含まれていた。

■ 企業側の対応 ■

消費者契約法は、そもそも消費者を保護するという目的で作られた法律です。消費者の権利の制限または消費者の義務を加重する条項は、その合理性をきちんと説明できなければ、消費者の利益を一方的に害する条項であると判断されてしまう危険があるといえます。

規約は事業者が定めるものなので、どうしても事業者が有利な内容になる場合があります。事業者においては、利用者の視点をもって契約条項や約款について、その合理性を慎重に検討し、消費者の利益を一方的に害するような条項があれば修正することが必要となります。



マイナポイント第2弾 保険証・口座登録で ポイントが付与

政府は、「マイナンバーカード」の取得者に対して、サービスや商品の購入などに利用できるポイントを付与する「マイナポイント」事業の第2弾を6月30日から始めると発表しました。そこで今回は、マイナポイントの第2弾の概要について紹介します。

マイナンバーカードは、個人を識別するため国民に指定・通知されている12桁の個人番号が記載された顔写真付きのカードです。本人確認のための身分証明書となるほか、行

ポイント付与のイメージ

チャージや
買い物をする

1	マイナンバーカードの 新規取得者 <small>※マイナポイント第1弾の 未利用者も対象</small>	最大 5,000円 (利用額の25%)	キャッシュレス決済の ポイントとして使用可能
2	健康保険証としての 利用登録	7,500円	
3	公金受取口座の登録	7,500円	

政手続のオンライン申請など、さまざまなサービスに利用ができます。マイナポイント第1弾では、マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービス(〇〇Payや電子マネー、クレジットカードなど)でチャージや買い物をする、そのサービスで利用金額の25%分(一人当たり5000円分が上限)のポイントが付与されました。

第2弾では、①マイナンバーカード取得者のうち、マイナポイント第1弾の未申込者(マイナンバーカードをこれから取得する者も含む)に最大5000円相当のポイント、②健康保険証としての利用申込を行った者に7500円相当のポイント、③公金受取口座の登録(マイナンバーと口座の紐付けを金融機関に申

請・登録する制度)を行った者に7500円相当のポイントが付与されます。

カード取得者に対する申込の受付は1月1日から開始しており、6月30日からは健康保険証の利用申込と公金受取口座登録を新たに開始します。

◆健康保険証◆

健康保険証の利用登録をすると、マイナンバーカードの提示で医療機関の窓口への書類持参が不要となり、手続きが簡素化できます。マイナポータルでは特定健診情報や薬剤情報も閲覧できますし、医療費も確認できるようになります。転職や引っ越しをした際に、新しい健康保険証の発行を待つ必要もなくなります。

◆公金受取口座◆

公金受取口座は、一人一口座、年金や給付金などの受取のための口座となります。預貯金口座を登録することで、給付金や年金、児童手当、所得税の還付金などの受取時に使う口座情報の記載が不要になります。

マイナポイント第2弾の申込期限は2023年2月末までですが、ポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなります。

■必要な手続■

ポイントを受け取るには手続が必要

要になります。まずマイナンバーカードの交付を受ける申請が必要です。自治体から送られた「個人番号カード交付申請書」にある二次元コードをスマートフォン(スマホ)で読み取り、申請用サイトで必要事項を登録します。パソコンや郵送でも可能です。

通常1カ月程度で「カード交付通知書」が届きますので、指定の窓口で受け取ってください。

カード取得後は、ポイント利用の予約・申し込みを行います。スマホで専用アプリ「マイナポイント」をダウンロードし、「マイナポイント」の予約(マイキーIDの発行)を行い、ポイントを利用するキャッシュレス決済サービスを選択して申し込みを完了させます。

選択したキャッシュレス決済で買い物などを行えば、その金額の25%(最大5000円)分のポイントを受け取れます。

カード取得に関する詳しい流れは「マイナンバーカード総合サイト」で、マイナポイント制度に関しては「マイナポイント事業ホームページ」で確認できます。

電話での問い合わせは「マイナンバー総合フリーダイヤル」(0120・95・0178)まで。



中小企業向け「賃上げ促進税制」

「ガイドブック・Q&Aを公表」

中小企業庁は5月6日、中小企業向け「賃上げ促進税制」のガイドブックとQ&Aを公表しました。

中小企業向け「賃上げ促進税制」(旧「所得拡大促進税制」)は、中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以降に開始される事業年度(個人事業主については令和5年分以降)が対象となります。

令和4年度改正による変更点

令和4年度税制改正では、上乗せ要件の簡素化と控除率引き上げ(控除率最大40%)のほか、教育訓練費増加要件に係る明細書の「添付義務」を「保存義務」へ変更、経営力向上要件の廃止などが行われました。

上乗せ要件では、①雇用者給与等支給額が前年度と比べて2・5%以上増加した場合は控除率を15%上乗せ、②教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加した場合は控除率をさらに10%上乗せします。

また、旧制度の適用要件となっていた、「適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき照明がされていること」とする「経営力向上要件」が廃止されたことで利用しやすくなりました。

教育訓練費を詳細に解説

ガイドブックでは、用語の説明のほか、制度の詳細について具体的な計算例を用いて解説しています。

また、Q&Aは全57問あり、その大半を控除率上乗せ要件②の対象となる教育訓練費について解説。教育訓練費の範囲、交通費・旅費、研修費用、外部講師派遣の対価、研修プログラムの作製費用、教育訓練に使用する設備・器具・備品などのレンタル費用、資格・検定試験の受験料の法人等負担などの該当性を詳細に解説しています。ガイドブックとQ&Aを合わせて読むことで、制度の理解が深まると思われる。詳細は中小企業庁HPをご参照下さい。

7月の税務と労務

一 税 務

- ★所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…8月1日
- ★所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月15日
- ★固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- ★6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月11日(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月11日までに納付)
- ★5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…8月1日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月1日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月1日
- ★11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…8月1日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月1日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…8月1日

一 労 務

- ★令和4年度労働保険年度更新手続き
申告・納付期限…7月11日
- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…8月1日

「ファーストペンギン」とは、群れの中で最初に海に飛び込むペンギンのことです。ファーストペンギンは、一番に海に飛び込むため、天敵に襲われるリスクが高い一方、最初に大量の獲物を獲得するチャンスも広がります。▼ファーストペンギンのような存在をビジネスの世界では、人間になぞらえて「勇者」として讃えています。例えば、新規事業で起業をするベンチャー企業などが、リスクを恐れず誰もやり遂げていない未知の分野に踏み出した場合、「ファーストペンギン」のようだと尊敬を込めた高い評価を受けます。▼新しいことを始めるときには先頭に立つ人が必要です。産業の発展は、たくさんのファーストペンギンたちがリスクを恐れず新事業に挑戦してきた結果です。コロナ禍という未曾有の事態にあっても、勇気と強い意志をもって真っ先に海に飛び込むファーストペンギンのような存在が難局を突破するカギとなりそうです。

ファーストペンギン